

「ASNITE 試験 IT 認定の一般要求事項」の改正に係る意見及び回答について

	意見内容及びその理由	回 答
1	<p>【意見の該当箇所】</p> <p>2.2 マネジメントシステムの対象範囲 (ISO/IEC 17025 4.1.3 項) 申請事業者及び評価機関は、マネジメントシステムの対象となる範囲について、文書 (品質マニュアル等) で明確にしなければならない。特に認定範囲については、次の(1)から(4)までのいずれかの範囲としなければならない。</p> <p>(1) クラス APE、クラス ASE 及び EAL 1 (2) クラス APE、クラス ASE、EAL 1 及び EAL 2 (3) クラス APE、クラス ASE、EAL 1、EAL 2 及び EAL 3 (4) クラス APE、クラス ASE、EAL 1、EAL 2、EAL 3 及び EAL 4</p> <p>【意見】</p> <p>CC Ver.3 の規格改正に伴い、以下の点に変更されたため、「特に認定範囲…」以降の記述をこれらの変更点に合わせる必要があるのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CC Ver.3 では、クラス ASE は各 EAL に含まれる。 ・ CC Ver.3 の EAL 1 での ST の記述仕様が変更されたことに伴い、CC Ver.3 の(1)の範囲で認定を受けても CC Ver.2 の(1)の範囲で評価できる技術的能力の保証が無くなるため、注釈が必要となる。 ・ 今後は CC Ver.3 に移行するため、前述の技術的能力の保証のことも勘案し、例えば 1～3 か月の猶予期間を設けて新規申請分からは CC Ver.2 も含め(1)の範囲では認定を受けられないようにすべき。 ・ CC Ver.3 に対応する CEM に EAL 5 が追加された。 <p>【修正提案】</p>	<p>【回答】</p> <p>CC Ver.3 への対応に伴う認定範囲の明確化に係る御意見であり、当該意見を反映する方向で検討する。ただし、(1)の範囲での認定申請終了期限については、CC 認証機関及び評価機関のコメントを踏まえ検討することとしたい(今のところ、(1)の範囲の認定申請受付は、平成 19 年 3 月 30 日までとする方向で検討することとしている。)</p>

<p>2.2 マネジメントシステムの対象範囲 (ISO/IEC 17025 4.1.3 項) 申請事業者及び評価機関は、マネジメントシステムの対象となる範囲について、文書 (品質マニュアル等) で明確にしなければならない。特に認定範囲については、次の(1)から(5)までのいずれかの範囲としなければならない。</p> <p>(1) クラス APE、クラス ASE 及び EAL1 ^{注1} (2) クラス APE、クラス ASE ^{注2}、EAL1 及び EAL2 (3) クラス APE、クラス ASE ^{注2}、EAL1、EAL2 及び EAL3 (4) クラス APE、クラス ASE ^{注2}、EAL1、EAL2、EAL3 及び EAL4 (5) クラス APE、クラス ASE ^{注2}、EAL1、EAL2、EAL3、EAL4 及び EAL5 ^{注3}</p> <p>注1 : CC バージョン 3 にて認定を受ける場合、上記(1)の範囲は適用できない。また、平成 19 年 月 日以降の認定申請には適用できない。</p> <p>注2 : CC バージョン 3 の場合、クラス ASE は EAL に含まれるが上記のように明記のこと。</p> <p>注3 : CC バージョン 3 にて認定を受ける場合のみ適用できる。</p>	
<p>2 【意見の該当箇所】</p> <p>3.4 要員の適格性及び資格 (ISO/IEC 17025 4.1.5 項 h)、5.2.1 項) 3.4.1 申請事業者及び試験機関の技術管理主体の適格性 (4) 技術管理主体の管理者 (技術管理者及びその代理人) は、下記の知識及び試験業務に関連した分野で 2 年以上の経験を有することが望ましい。</p> <p>～ 略</p> <p>電磁環境両立性 (EMC : Electromagnetic Compatibility) 及び電磁波妨害 (EMI : Electromagnetic Interface) 技術</p>	<p>【回答】</p> <p>現在、CM 認証機関が運用する JCMVP においては、ISO/IEC 規格や対応する JIS が制定されていないため、CM 認証機関が定め、公開する試験規格等のみとなっている。</p> <p>当面の運用において、EMC / EMI 技術は必要とされていないことを CM 認証機関から確認済みであり、御意見を反映して の「電磁環境両立性 (EMC : Electromagnetic Compatibility) 及び電磁波妨害 (EMI : Electromagnetic Interface) 技術」は削除することとし、この規定は今後必要となった時点で改めて規定する方向で検討する</p>

	<p>～ 略</p> <p>【意見】 の EMC / EMI 技術について、CM 認証機関が運営する JCMVP の正式運用において使用が想定される規格(ISO/IEC 規格及び JIS の DTR) では要求事項に含まれておらず、あまり必要性も感じられないので、削除してよいのではないか。</p>	<p>こととしたい。</p>
3	<p>【意見の該当箇所】</p> <p>3.4 要員の適格性及び資格 (ISO/IEC 17025 4.1.5 項 h)、5.2.1 項)</p> <p>3.4.1 申請事業者及び試験機関の技術管理主体の適格性</p> <p>(4) 技術管理主体の管理者 (技術管理者及びその代理人) は、下記の知識及び試験業務に関連した分野で 2 年以上の経験を有することが望ましい。</p> <p>～ 略</p> <p>暗号モジュールセキュリティ要件に係る暗号アルゴリズム及び暗号関連の専門知識 (CM 認証機関から貸与される暗号アルゴリズム試験ツールの取り扱いを含む)</p> <p>～ 略</p> <p>CM 認証機関から貸与される報告書作成支援ツールの取り扱い及び保守</p> <p>略</p> <p>【意見】</p> <p>CM 認証機関から貸与される「暗号アルゴリズム試験ツール」及び「報告書作成支援ツール」の名称は固有名詞となっているが、名称が変更されたらこの規程も改正されるのか。</p>	<p>【回答】</p> <p>「暗号アルゴリズム試験ツール」及び「報告書作成支援ツール」の名称は、CM 認証機関が公開する「暗号モジュール試験及び認証制度の基本規程 (JCM-01)」から引用しているが、JCM-01 の改正に合わせて ASNITE 試験 IT 認定の一般要求事項を改正することは事務効率上好ましくないため、それぞれ次のとおり修正する方向で検討することとしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「暗号アルゴリズム試験ツール」 「暗号アルゴリズム試験を行うことを目的としたツール」 ・「報告書作成支援ツール」 「暗号モジュール試験報告書の作成を支援することを目的としたツール」
4	<p>【意見の該当箇所】</p> <p>3.6.2 試験を行う施設及びその環境条件</p>	<p>【回答】</p> <p>及び の施設は、3.11.1 で定める「設備」に規定することとし、</p>

<p>(1) 申請事業者及び試験機関は、少なくとも、次に掲げる施設を試験環境として整備しなければならない。</p> <p>電源（電圧が可変であるもの） 温度チャンバ ～</p> <p>【意見】 現記述だと、 と を常備的に保有することを要求されているようにとれるが、これらは必要に応じてレンタルでも可であることを記述すべきではないか。</p>	<p>3.6 からは削除することにより、レンタルでも可であることを明確にする方向で検討することとしたい。ただし、電圧が可変である電源（例えば標準電圧発生装置）は設備であるが、当該電源のための電力供給施設は、あらかじめ整備しておく必要がある。</p> <p>なお、現行の 3.11.3 では、設備の貸与者を顧客に限定しているように解釈できるため、該当部分を「...顧客が所有する設備等、試験機関が恒久的に管理している設備以外の設備を一時的に暗号モジュール試験に用いたときは、顧客等と契約を締結することにより、...」に修正する方向で検討することとしたい。</p>
<p>5 【意見の該当箇所】</p> <p>3.11.3 申請事業者及び試験機関は、顧客が所有する設備を暗号モジュール試験に用いたときは、顧客と契約を締結することにより、ISO/IEC 17025 5.5 項への適合性を確保しなければならない。</p> <p>参考：契約の内容は、必要かつ十分なものであること。例えば、再試験のために顧客が所有するツールを再度使用しなければならないときは、「最初の試験のときと同等の試験環境を再現できること。」が確保できればよく、最初の試験で用いたツールの維持・保管まで契約で求める必要はない。</p> <p>【意見】 顧客サイトの設備で試験したときには、試験機関設備と同様の条件であることを確認することは必要だが、ISO/IEC 17025 5.5 項への適合性を確保する手段を「契約締結」に限定しなくてもよいと思われる（例えば、試験者がチェックリストで設備の条件を確認する方法でも可とするなど。）</p>	<p>【回答】</p> <p>顧客サイトの設備（即ち、顧客が管理する設備）について ISO/IEC 17025 5.5 への適合性を確保するためには、単にその設備の適切性を確認するだけでなく、一時的に試験機関の管理下に置く必要がある。したがって、この場合は契約締結により担保すべき事項と考えられる。</p> <p>設備の保有の解釈については、独立行政法人製品評価技術基盤機構の公開文書「JIS Q 17025（ISO/IEC 17025（IDT））試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項の理解のために - 試験所・校正機関及び認定審査員のための解説 -（ASG101）」の解説 5.5.1 等を参照されたい。</p>
<p>6 【意見の該当箇所】</p> <p>3.12.2 申請事業者及び試験機関は、試験行為を妨げたり、いかなる点</p>	<p>【回答】</p> <p>御意見をいただいた暗号モジュールは「試験品目（ISO/IEC 17025</p>

<p>においても試験中の暗号モジュール機能の完全性を損なわないことを確実にするために、設備を検証すること。</p> <p>備考：暗号モジュール試験に用いる設備の検証は、ある設備の指示値とそれに対する測定値の既知の値との差が、規格、法令又は当該設備の規定仕様書に定められた最大許容差より、一貫して小さいことを確かめるための手段となる。検証の結果、使用のために機能を回復させる、調整を行う、修理する、又は使用から取り外す、廃棄する、という判断を行うことになる。</p> <p>【意見】</p> <p>暗号モジュール試験では、暗号モジュール機能の完全性を損なうことを条件とした試験項目がある。例えば、物理試験でモジュールの囲いを除去する試みなど、工具で削ったりこじ開けたりといった試験を行う場合がある。このような試験内容と、現記述が矛盾しないか。</p>	<p>5.8 項)」であって「設備（ISO/IEC 17025 5.5 項）」ではないので、「設備」としての検証の対象にはならない。</p> <p>したがって、矛盾していないと考える。</p>
<p>7 【意見の該当箇所】</p> <p>3.16.3 申請事業者及び試験機関は、暗号モジュール又はその一部がソフトウェア部分で構成されているときには、構成管理システムを持ち適切に管理するとともに、試験中にソフトウェア部分が不注意で又は不当に改変されることがないように、その構成管理システムが適切であることを確実にすること。</p> <p>【意見】</p> <p>暗号モジュールそのものは提供を受けずに、機能試験及びソースコードレビューを顧客サイトで行うこともあり得るため、「試験対象の暗号モジュールがソフトウェアを含む場合、試験機関は、構成管理システムを持つ」のではなく、「試験対象の暗号モジュールがソフトウェアを含み、なおかつその暗号モジュールを提供された場合には、構成管理システムを持つ」との意味合いの記述とした方がよいのでは</p>	<p>【回答】</p> <p>ISO/IEC 17025 5.8 の要求事項は、顧客サイトで暗号モジュール試験を行う場合には、試験機関の管理下に置かれるものも対象となる。また、試験品目の“試験機関に対する提供”では、物理的に試験機関に持ち込まれず、顧客サイトで暗号モジュール試験を行うために“顧客サイトに置かれたとき”も、その取り扱い等は ISO/IEC 17025 5.8 が適用されるため、現行記述が適切と考える。</p>

	ないか。	
8	<p>【意見の該当箇所】</p> <p>3.18.1 申請事業者及び試験機関は、試験報告書の発行（承認）に責任を有する者を、認定機関に試験報告書発行責任者として届出なければならない。試験報告書発行責任者は、試験報告書に署名又は捺印すること。また、試験報告書発行責任者の不在の場合に備えて代理者を指名すること。</p> <p>【意見】</p> <p>現記述だと試験報告書発行責任者の代理者の指名が必須となるが、「...に備えて代理者を指名してもよい。」といった記述がよいのではないか。</p> <p>要員が限られている試験機関の場合、試験報告書発行責任者の代理者を立てることは現実的ではない。</p>	<p>【回答】</p> <p>意見の主旨は、ISO/IEC 17025 4.1.5 j)及び同参考に規定しており、試験報告書発行責任者の代理者を指名することが実際的でないならば、代理人を指名しなくてよいことは明らかである。</p> <p>御意見の主旨を踏まえ、3.18.1 を修正する方向で検討することとしたい。</p>